

デマンド型交通「かわまる」 乗降場設置基準の策定について

令和7年11月17日（月）

川越市
都市計画部 交通政策課

現在の運用（交通空白地域の定義等）

(1) 交通空白地域

- 鉄道駅から800メートル圏、バス停から300メートル圏以外のエリア（川越市都市・地域総合交通戦略における定義）

(2) 乗降場設置箇所

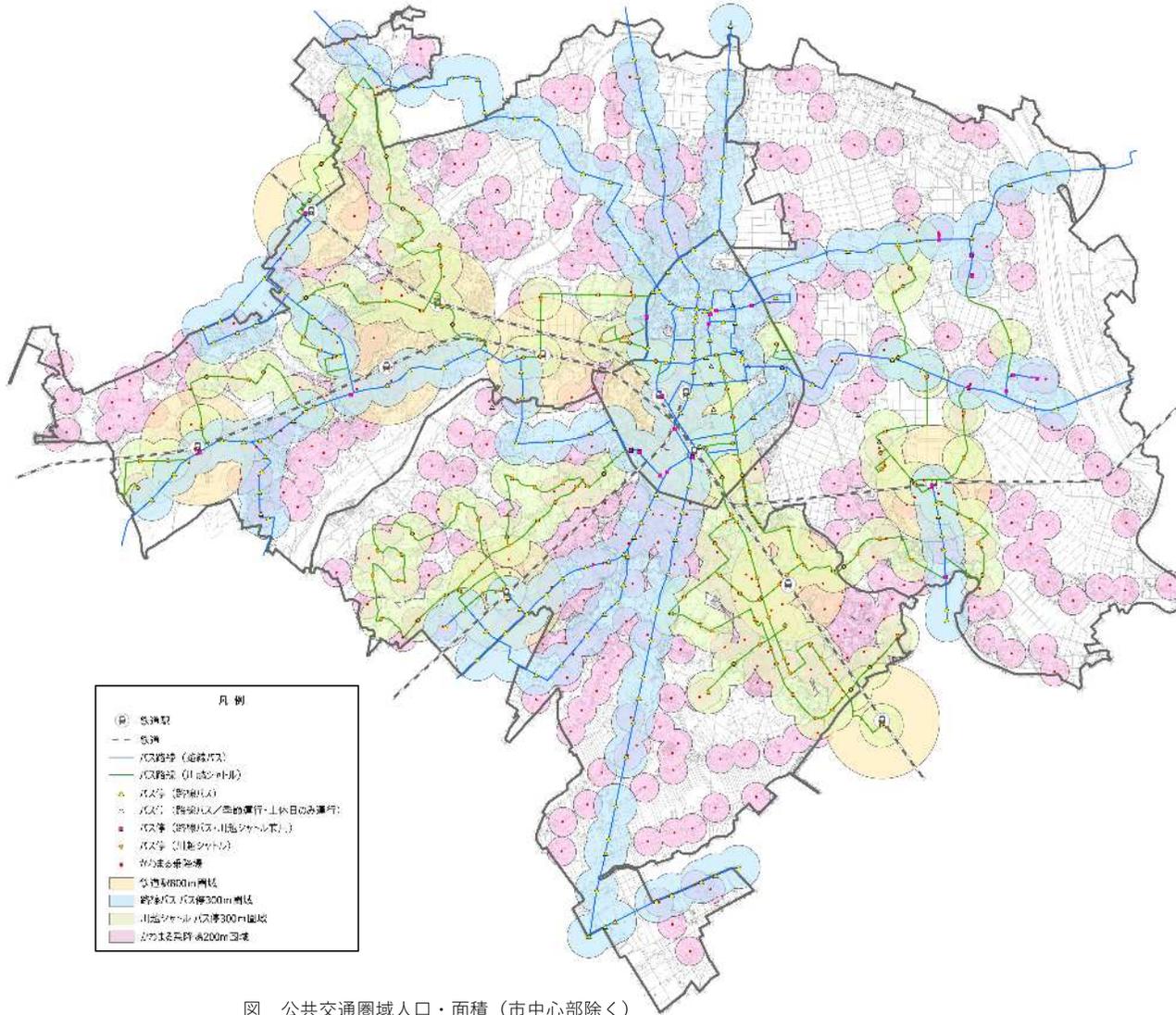
- **交通空白地域を解消するための乗降場「地域内乗降場」**
 - ・ 交通空白地域内に概ね200m間隔で地域内乗降場を設置
 - ・ 交通空白地域内であっても、工業団地や集団農地、さらには住宅が連たんしていないようなエリアは、乗降場を設置しても利用見込みがないため、乗降場を設置していない。
- **利用者の利便性を高めるための乗降場「公共施設・交通結節点・医療施設・商業施設等」**
 - ・ 施設数が非常に多いため、隣接している医療施設、商業施設同士を組みあわせ、可能な限り集約した形で設置。また、医療施設や商業施設が、公共施設や交通結節点等に隣接する場合や、わずかな距離しか離れていない場合は、公共施設や交通結節点等へ優先的に乗降場を設置。

(3) 乗降に関するルール

- 交通空白地域における市民の移動支援を目的としていることから、本来であれば、交通空白地域内の乗降場から乗車するか、もしくは交通空白地域内の乗降場で降車するかのどちらかが必要である。しかしながら、乗降に関して多くの制約を設けてしまうと、利用者が混乱してしまうため、可能な限り制約を設けず、分かりやすいルールとしている。
- なお、交通政策審議会における審議において、駅乗降場から駅乗降場までの利用は、既存路線バスやタクシーの利用者を奪ってしまい、バス事業者やタクシー事業者の経営を圧迫してしまうとの意見が出たため、この場合に限り乗降を不可としている。

現在の運用（乗降場設置条件）

○ 鉄道駅800m圏 + 路線バス300m圏 + 川越シャトル300m圏 + かわまる200m圏



既存の乗降場は、鉄道駅及びバス停からの直線距離（同心円状）を基準とし、バス路線の運行便数や実際の道路距離、バス停がある地点との高低差・勾配等の地理的条件は考慮していない

現在の乗降場設置条件

新たに乗降場を設置する場合、既存の乗降場から200m圏内には設置をしない。ただし、道路距離が200m以上離れている場合や、既存の乗降場から200m圏内であっても、踏切、河川、幹線道路、その他高低差・勾配等の地理的条件を考慮し、慢性的に移動に時間がかかるなど、一定程度の制限が確認でき、乗降場設置が必要と認められる場合は、設置に向けた検討を行う。

※乗降場設置場所が区域境にあり、200m圏内にある乗降場が他地区である場合は、例外として、乗継利便性向上の観点から設置可能

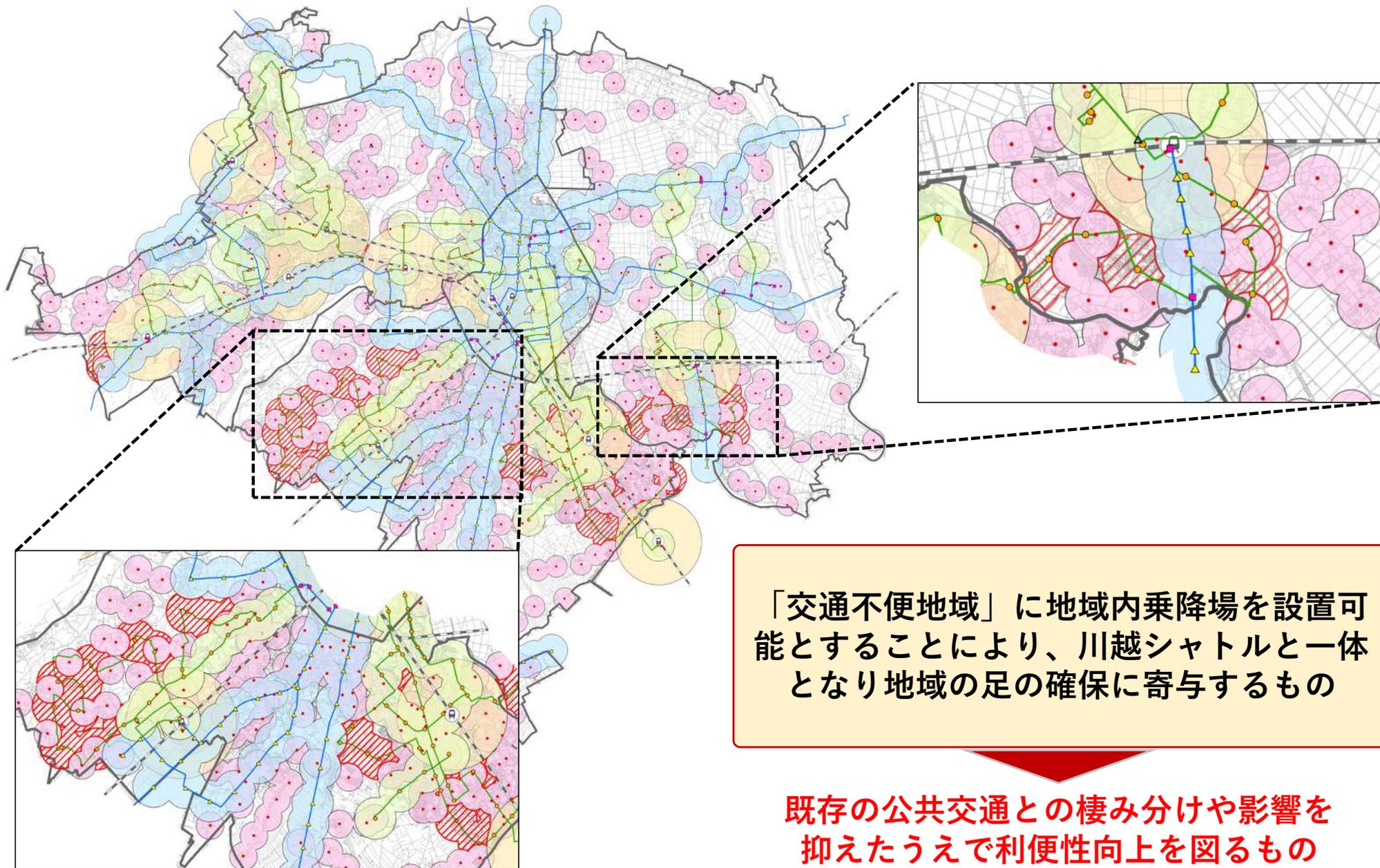
図 公共交通圏域人口・面積（市中心部除く）

地区	70歳以上			合計			面積		
	圏域内 (人)	圏域外 (人)	圏域外 (%)	圏域内 (人)	圏域外 (人)	圏域外 (%)	圏域内 (km ²)	圏域外 (km ²)	圏域外 (%)
地区 1	7,991	1,613	16.8	38,041	7,138	15.8	16.6	18.6	52.8
地区 2	27,524	1,297	4.5	128,383	5,768	4.3	24.5	7.2	22.8
地区 3	25,500	1,541	5.7	106,257	7,265	6.4	26.5	9.2	25.8
合計	61,015	4,451	6.8	272,681	20,171	6.9	67.6	35.0	34.1

出典：住民基本台帳（令和6年1月1日）より作成

乗降場設置基準の策定（交通不便地域の設定）

- かわまるの運行時間帯である平日8時から18時において、1日6便未満の川越シャトルのバス停300m圏を「交通不便地域」に設定（赤斜線箇所）



「交通不便地域」に地域内乗降場を設置可能とすることにより、川越シャトルと一体となり地域の足の確保に寄与するもの

既存の公共交通との棲み分けや影響を抑えたうえで利便性向上を図るもの

乗降場設置基準の策定（自治会集会所の区分変更）

- 自治会集会所は、かわまる運行開始時から「地域内乗降場」として区分し設置をしており、交通空白地域に該当しない鉄道駅圏内又はバス停圏内には、乗降場を設置しておらず、自治会や地域の団体から度々設置要望を受けている状況。
このため、「乗降場設置基準」の策定に合わせ、自治会集会所の区分を変更するもの。

【自治会集会所への乗降場設置例】



自治会集会所は地域住民の交流や活動を支援する場であることから、公共的な性格を有していることを考慮し、「地域内乗降場」から「公共施設等」へ区分を変更

区分	概要
商業施設等	総合スーパー、食料品スーパー、郵便局等の日常生活に不可欠な機能を有し、日常的な利用が多い施設
医療施設	病院、診療所、歯科診療所等の医療施設
公共施設等	市民センター、公民館、図書館、文化施設、 自治会集会所 等の市民の利用が多い施設
交通結節点	鉄道駅、主要なバス停留所等の公共交通機関を利用する施設
地域内乗降場	交通空白地域にある地域の公園、運動広場、児童遊園、ごみ集積所、駐車場等の地域住民の利便に寄与する場所

【想定事例】

バス停300m圏内にある「自治会集会所」へ乗降場設置要望があった場合

変更前：交通空白地域ではない為設置不可
変更後：公共施設等として設置可